



# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

## 国民年金学生納付特例

日本に住む20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。本人の所得が一定以下の学生が対象となり、家族の所得は問いません。

年金が未納のままだと、障がい基礎年金や遺族基礎年金に該当するような場合でも、納付要件が満たされず、年金が受給できない場合があります。支払いが難しいときは、学生納付特例制度を利用しましょう。

■**対象者** 次のいずれかに該当する方

- ・大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する方
  - ・一部の海外大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方
- ※一部対象外の学校があります。

■**所得基準額**

免除を受ける年度の前年所得が128万円＋扶養親族の数×38万円＋社会保険料控除等以下であること  
※家族の所得は問いません。

## 受給資格期間の短縮

平成29年8月から、年金を受給するために必要な期間が10年となりました。資格期間が10年以上あることが確認できた方には、日本年金機構からご自宅宛に請求書（黄色）を発送しています。

ご相談・お手続きがお済みでない方は、事前に年金事務所にご予約のうえ、早めにご相談ください。

黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申し出により期間を加えられる場合や、合算対象期間を含めて年金を受給できる場合がありますので、ご自身の資格期間をご確認ください。

■**資格期間** 保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金の加入期間など

■**注意点**

- ・年金を受給するための年齢要件に変更はありません。
- ・遺族年金や障がい年金の権利を有している場合、老齢年金を決定しても併給調整により停止となることがあります。手続きを行っても、受け取る年金額が変わらないケースがあります。

## 承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなります。

次の年度も同じ学校に在学予定の方には、4月上旬に更新の案内と申請書が送られます。引き続き学生であれば、必要事項を記入し、ご返送ください。

申請書を紛失した場合や、前年度と違う学校に在学している場合は、申請手続きをしてください。

また、この制度は2年1か月前までさかのぼって申請することができます。申請を忘れてしまって未納となっている方は、早めにお手続きください。

■**申請期間** 4月1日(金)～

■**申請先** 市民課

■**必要なもの**

- ・年金手帳（基礎年金番号通知書）、印鑑、学生証または在学証明書

- ・（退職して申請する場合）雇用保険の離職票または受給資格者証

※2年間に限り前年の所得がないものとして審査を行います。

## 保険料は追納できます

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されますが、年金額には反映されません。

卒業後、収入が得られるようになったときは、将来、受け取る年金額を増額するため、保険料を後から納めることができる「追納制度」の利用をおすすめします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

■**申請先** 市民課

■**必要なもの**

年金手帳（基礎年金番号通知書）、印鑑

**黄色の封筒** が届いた方は **年金** を受け取れます

今すぐ **予約のお電話を!**

「ねんきんダイヤル」 ☎0570(05)1165 (いい老後)